

規制対象事項チェックリスト

133 ガス集合溶接装置

1. ガス集合装置を火気を使用する設備から 5 メートル以上離れた場所に設けている。
2. ガス装置室を設けそこにガス集合装置を設置している（移動して使用するものを除く）。
3. ガスが漏えいしたときに、当該ガスが室内に滞留しない構造にしている。
4. 屋根および天井の材料は、軽い不燃性の物で造られている。
5. 壁の材料は、不燃性の物である。
6. フランジ、バルブ、コック等の接合部には、ガスケットを使用し、接合面を相互に密着させている。
7. 主管および分岐管には、1 つの吹管に安全器が 2 つ以上になるように安全器を設けている。
8. ガス集合溶接装置のうち、溶接アセチレンを用いるガス集合溶接装置の配管や附属器具には、銅または銅を 70% 以上含有する合金を使用していない。
9. 資格のある者のうち、ガス溶接作業主任者を選任している。
10. ガス装置室の見やすい箇所にガス溶接作業主任者の氏名、使用するガスの名称、最大ガス貯蔵量を掲示している。
11. ガスの容器を取り替える場合は、ガス溶接作業主任者が立ち会っている。
12. ガス装置室には、関係者以外の者の立ち入りを禁止し、その旨を掲示している。
13. バルブ、コック等の操作要領および点検要領をガス装置室に掲示している。
14. 導管には、酸素用とガス用との混同を防止するための措置を講じている。
15. ガス集合装置の設置場所に適当な消火設備を設けている。
16. ガス溶接等の作業を行う者に保護眼鏡および保護手袋を着用させている。
17. ガス集合溶接装置について、1 年以内ごとに 1 回定期自主検査を行い、その結果を記録し、3 年間保存している。